

明石市 土木工事における週休2日制度実施要領 (試行)

1 目的

本実施要領は、土木工事における週休2日制度の取組に必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2. 対象工事

原則、本市が発注する全ての土木工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

<対象外工事>

- (1) 「明石市工事検査要綱」において工事成績の評定を省略することができる工事
- (2) 現地作業が1週間に満たない工事
- (3) 社会的な要請等により早期の完成が必要と判断される工事(災害復旧・補助要件等)
- (4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事
- (5) その他、週休2日工事に適さないと発注者が判断する工事

3. 積算方法等

4週8休以上を前提に、労務費等を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数を変更し、請負代金額を減額変更する。

補正係数等については、「兵庫県土木部 積算基準の運用(積算参考資料I) 第9章 週休2日制(土日現場閉所及び交替制(月単位))の経費補正における積算要領」を参照のこと。

なお、契約変更においては、明石市工事請負契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。

4. 対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、入札公告及び特記仕様書等への記載により行うものとする。

(別紙1参照)

5. 現場閉所の確認方法

- ・現場閉所日は原則として土曜・日曜とする。
- ・工事現場の現場閉所は受注者から提出のある工事履行報告書により確認する。(別紙2参照)
- ・土曜・日曜に現場作業をしていなければ、現場閉所としてカウントする。
- ・悪天候、作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜や日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。
- ・受注者の作業員、下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。
(日給の作業員の月収が減少する問題があるため。)

- ・現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所日に現場事務所外で行う書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

6. その他

（1）週休2日対象工事の掲示

受注者は、週休2日対象工事であることを、公衆の見やすい場所に掲示すること。（A4サイズ程度：参考記載内容「この工事は週休2日制対象工事です。建設産業の労働条件を改善するため、原則、土曜・日曜の休工に取り組んでいます。」）

（2）適正な工期の確保

兵庫県土木部 積算基準の運用などの積算基準書に基づき適正な工期を設定する。

（3）工事成績評定

週休2日の達成状況に関わらず、工事成績評定における加点、減点等の評価は行わない。

（4）元請下請の取引の適正化

受注者は、週休2日対象工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者に不利益が生じることのないよう調整及び連携を行い、必要な事項について協力を求める。

（5）週休2日制度（交替制）

「兵庫県土木部 積算基準の運用(積算参考資料I) 第9章 週休2日制（土日現場閉所及び交替制（月単位））の経費補正における積算要領」に示す「交替制（月単位）」は、当面の間、適用しない。

(1) 入札公告における記載例

本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(2) 特記仕様書の記載例

第〇条

- 1 本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を公衆の見やすい場所に掲示すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。
- 2 天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。但し、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。
- 3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況（平日振替日※を含む）に関わらず、工事成績評定における加点、減点等の評価は行わない。
- 4 現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。
- 5 労務費等の補正については、当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が4週8休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更する。
- 6 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に現場事務所外で行う書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

《現場閉所の達成状況》

現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。

※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

＜労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正＞

（例）一般公共（港湾工事4工種除く）の場合

	補正係数
	4週8休以上達成の場合
	土日現場閉所
労務費	※「兵庫県土木部 積算基準の運用(積算参考資料I) 第9章 週休2日制(土日現場閉所及び交替制(月単位))の経費補正における積算要領」に基づき、該当工種の補正係数を記載する。
機械経費(賃料)	
共通仮設費率	
現場管理費率	

工 事 履 行 報 告 書

工事名							
工 期	～						
日 付	(月分)						
月 別	予定工程 % () 内は 工程変更後	実施工程 %	休日数 ^{*1}				備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ^{*2}	休日計 (D) ^{*3} =B+C	
計			Σ A			Σ D	
(休日取得率)			Σ D / Σ A = ○○%				
(記事欄)							
現場着手日 (工事着手) :							
現場完了日 (工事完了) :							

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D)の日数は、(D) ≤ (A)となる。

		主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

明石市 土木工事における週休2日制度実施要領(試行) に関するQ&A

Q&A利用上の留意事項

Q&Aの記載内容は、予告なく変更・移転・削除する場合があります。

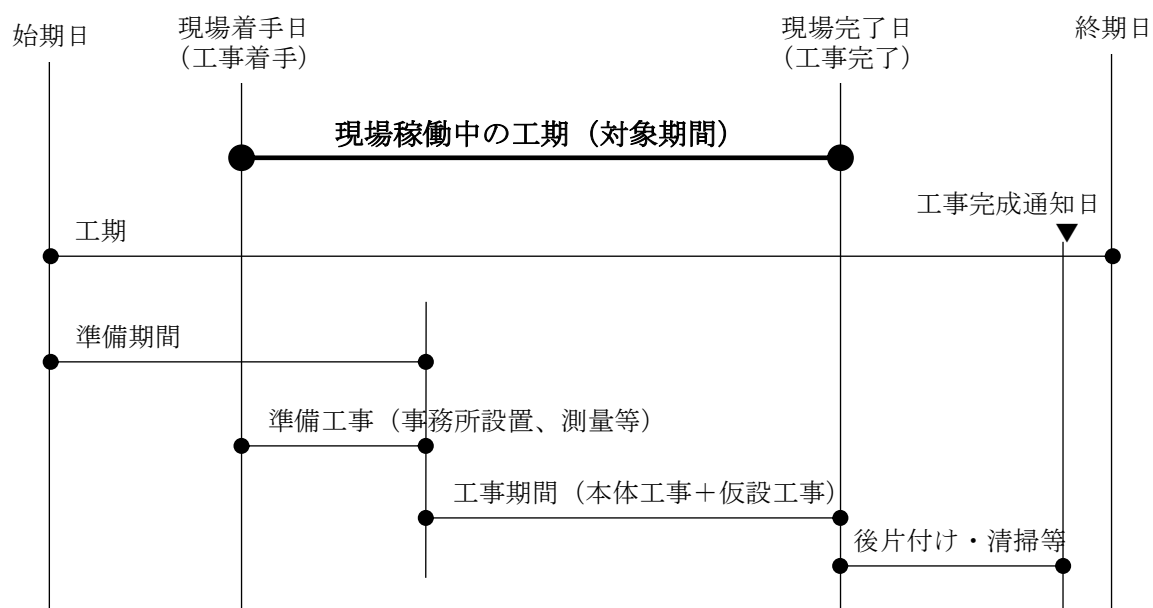
Q&Aの記載内容は、標準的な考え方を示していますので、入札公告や特記仕様書等で特別に記載されている内容が優先となります。

《用語の定義》

用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
週休2日	対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
現場稼働中の工期 (対象期間)	現場着手日から現場完了日までの期間(下図参照) 現場着手日及び現場完了日は現場稼働中の工期(対象期間)に含む ただし、工事着手(現場測量等)前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く
現場閉所	現場管理上必要な作業のみを行う場合を除き、建設機械の稼働及び作業員の労働を終日休止し、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場が閉所された状態
現場着手日 (工事着手)	実際の工事のための準備工事又は工場製作を含む工事における工場製作工以外のいずれかに着手する日
準備期間	準備に要する期間
準備工事	本体工事の前に実施する、現場事務所等の設置または測量等の作業に要する期間
本体工事	設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事
仮設工事	各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされる工事 (足場、現場事務所等の仮設物を撤去する期間を含む)
現場完了日 (工事完了)	後片付けや清掃を除き、設計書に積上げ計上している全ての作業が完了した日 ただし、現場完了日が終期日(工期末)の20日前を超える場合は、20日前を現場完了日とみなす。

現場稼働中の工期 (対象期間)



《対象工事》

Q 週休2日を指定せず発注された工事で週休2日を達成した場合、経費等の補正はありますか。

A 発注時に指定されていない工事については、週休2日を達成した場合でも経費等の補正は行いません。

《対象外工事》

Q 対象外工事になる土木工事は、具体的にどのような工事ですか。

A 具体的には、以下の工事を想定しています。

- ・ 社会的な要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事
災害復旧等の緊急工事のように社会的要請により早期完成が必要な工事や、補助事業等のように事業期間が決められ、遅らせることができない工事。
- ・ 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事
地元調整や関係機関協議等により工事の作業時間や期間に制約があるため、休日にも作業を行い早期に完成させる必要がある工事。

《対象期間》

Q 工場製作期間(PC 部材、鋼橋、設備等)は対象期間に入りますか。

A 工場製作のみで現場作業を行わない期間は対象期間から除きます。ただし、工場製作と現場作業が並行して行われる期間の現場作業は対象となります。

《工期延期》

Q 週休2日の確保を理由に工期延長はできますか。

A 当初の工期は、4週8休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間等を考慮して設定しています。週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。

《休日の作業》

Q 現場作業を終日休止した状態で、現場代理人等が地元や警察との協議のみを行った日は閉所扱いとなりますか。

A 現場で作業を行っていない状態であれば、閉所扱いとなります。

Q 現場閉所と認められる作業は、どのような作業ですか。

A 現場作業を終日休止した状態で、現場管理上必要な作業のみを行う場合は、現場閉所と認められます。具体的には、次の作業が該当します。

- ・ 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業(立入禁止措置等)
- ・ 現場内での災害発生時の対応作業(現場事務所での待機を含む。)
- ・ 強風による飛散対策等の第三者被害防止作業
- ・ 建設機械、ポンプ、発電機等の維持管理や保守点検作業
- ・ コンクリートの養生等、品質を確保するうえで必要な作業
- ・ 現場内の安全確認のための巡回パトロール
- ・ 交通誘導警備
- ・ 作業がない日の現場見学会
- ・ その他、監督員と協議を行い、「現場管理上必要な作業」と認められたもの

一方、次の作業は該当しません。

- ・測量や丁張出し
- ・工事写真の撮影
- ・出来形測定
- ・材料、架設資材等の搬入・搬出作業
- ・建設副産物、廃棄物等の搬出作業
- ・その他、監督員と協議を行い、「現場管理上必要な作業」と認められないもの

《振替日》

Q 振替日はいつでもよいのですか。

A 振替日は、作業を行う必要が生じた土曜・日曜と同月の土曜・日曜以外の平日に設定してください。なお、国民の祝日、年末年始(6日間)、夏季休暇(3日間)を振替日に設定することはできません。

《夏季休暇・祝日等》

Q 休日設定をする際に、「夏季休暇」「祝日」等はどうに扱うのですか。

A 週休2日制度を活用する工事は、土曜・日曜を現場閉所できたか確認するものであり、年末年始、夏季休暇や国民の祝日を現場閉所するか否かは問いません。

《評定》

Q 週休2日が未達成となった場合のペナルティはありますか。

A 未達成となった場合は、当初の設計金額において補正していた経費等は減額変更することとなります。一方、工事成績評定においては、休日取得率に対する項目はありません。

《半日作業》

Q 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われますか。また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱われますか。

A 1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所は扱いません。月曜日午後から火曜日午前の連続した現場閉所については、両日とも出勤日として扱うと考えるため閉所日として扱いません。

《急な変更》

Q 例えば、前日に施工可能と判断し朝8時に作業員等が現場に集合したが、天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を含む作業員等が解散した場合は、現場閉所として扱われますか。

A 降雨、降雪等による予定外の現場閉所については、現場閉所日数に含めることができます。なお、現場作業開始後に降雨、降雪となり作業を中止した場合は、作業を実施しているので現場閉所にはなりません。

《夜間作業》

Q 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどうになりますか。仮に、金曜日22時から土曜日6時まで施工し、次に日曜日22時から月曜日6時まで施工した場合、1日閉所として扱われますか。

A 金曜日22時から土曜日6時の施工は、一般的に金曜日(夜間)出勤であり、土曜日出勤とは考えられません。日曜日22時から月曜日6時についても同様に日曜日(夜間)出勤となります。その間に挟ま

れた土曜日については、現場閉所として扱うことは可能です。

《手続き》

Q 工程上、土曜・日曜に作業が必要な場合はどのようにすればよいです。

A 土曜・日曜にやむを得ず現場作業を行う場合は、事前にその理由と振替日について監督員に連絡(電話やメールで可)してください。

Q 週休2日制度の対象工事で施工計画書に記載すべき内容は、どのような事項ですか

A 設計条件等を十分に確認したうえで、週休2日を達成するために工程管理上工夫する事項や、予測される懸念事項への対応方針等を記載してください。

Q 現場着手日(工事着手)、現場完了日(工事完了)は、誰が何を持って判断するのですか。

A 受発注者間で確認してください。確認のために、新たな書類を作成する必要はありませんが、工事履行報告書(別紙2)の記事欄に現場着手日(工事着手)及び現場完了日(工事完了)の日付を記入してください。